

東広島市農業委員会令和5年9月（第9回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月28日(木) 午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館4階 403・404会議室
- 3 出席委員 18人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	18	在間 輝昭
20	橘川 一則	22	高木 昭夫	24	住井 正美

- 4 欠席委員 6人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	16	大月 みどり	17	土井 浩文
19	古本 啓之	21	小倉 亜紗美	23	高橋 久雄

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 10番 荒谷 義憲 委員 11番 村上 義則 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

(5) 報告

- 報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 36 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 37 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

安芸津支所産業建設課主査

瀧 敬 史 郎

議 長	<p>それでは、これより9月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行を行います。 在任委員数24人中18人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議が成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、10番荒谷委員さん、11番村上委員さんを指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定でございます。 これをお諮りいたします。 会期は令和5年9月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>それでは、会期は令和5年9月28日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 まず、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局からの説明を求めます。</p>
和田主査	<p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は37件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、9ページ記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、申請番号154-1から説明いたします。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で、建築大工をされています。自宅近くで自家消費用の野菜を作付したいと考え、この度の申請に至ったものです。受人は実家の農作業の手伝いを10年ほどされており、これまでに栽培経験のあるナスやキュウリ、トマトなどの季節野菜を作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、155-2でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方です。作物の出荷を見越した農業経営を行いたいと考え、農地を探していたところ、居住地から近く、便利な申請地の紹介を受け、この度申請地を取得することとなりました。受人は、同居の母と一緒に2年程前から農地を借りて自家消費用の野菜や果樹を作付しておられます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、156-3でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、157-4でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、158-5でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、159-6でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。この度、実家から近く、便利な土地で自家消費用の野菜を作付したいと考え、本申請に至ったものです。受人は実家の農作業の手伝いを10年程行っており、必要な農機具も揃っています。申請地では、柿やブルーベリーなどの果樹、芋などの野菜を作付する予定です。なお、申請地には農機具倉庫が建築されており、所有権移転後に農業用施設届を提出するよう指導をしております。受人には2人の労働力があります。 続いて、160-7でございます。</p>

和田主査

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。この度、実家から近く便利な土地で、自家消費用の野菜を作付したいと考え、本申請に至ったものです。受人は実家の農作業の手伝いを10年程行っており、必要な農機具も揃っています。申請地では、水稻や季節野菜などを作付する予定です。受人には2人の労働力があります。

続いて、161-8でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の自営業の方です。この度、実家に隣接する土地で、自家消費用の野菜を作付したいと考え、本申請に至ったものです。受人は今年定年を迎え、実家に帰省予定となっております。申請地は、以前より実家の父母が耕作をされており、ビワや野菜などを作付しておられます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、162-9でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、163-10でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。現地につきましては、もともと畑のところに、元の今の譲渡人の方が建物を建築されており、それを今壊しておられる状態でございます。きれいにされて農地として利用されるというふうに向っております。

続いて、164-11でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、165-12でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。以前より近隣の地主の方とともに水稻を作付し、畑を借りて作物の出荷をしてこられました。この度、遠方に居住する譲渡人から農地の譲渡の話を受け、自宅からも通える距離であり便利なため、取得に至ったものです。申請地ではイチジクや柿、梅などの果樹や、ネギ、ニラなどの野菜を作付される予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、166-13でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、167-14から184-31までは関連しますので、一括して説明させていただきます。

本件は、営農型太陽光発電設備設置に付随する、農地の所有権移転及び区分地上権設定の許可申請でございます。本件は、●●に本店を置きます●●が農地を取得し、神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人は5名の役員により構成される農地所有適格法人であり、労力総数は従業員13名に加え、季節雇いで複数名おり、関東を中心に全国で太陽光パネルの下部でサカキを栽培されております。また、認定農業者であるため、農地法第5条の一時転用の期間は10年間で申請されておりますとともに、併せて区分地上権の設定につきましても10年間となっております。

支柱に係る一時転用については、農地法第5条の規定による許可申請がされておりますので、詳細については議案第48号において説明させていただきます。

続いて、185-32から190-37までは関連しますので、一括して説明いたします。

本件は、本年7月に申請されました営農型太陽光発電設備設置に付随する農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請において、事業内容精査の結果、太陽光発電設備設置の計画変更が生じたことにより、面積の変更を行うものです。

区分地上権とは、太陽光パネル等の工作物下部の農地の空中に設定するものであり、議案第49号として提出しております農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請と一連の手続となるものでございます。なお、農地法第3条につきましては、事業計画変更の手続が制度上無いことから、改めて許可申請がなされたものでございます。

以上、37件の申請につきまして、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。

説明は以上でございます。

議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言ください。
高木委員	180-27、●●番地について、この地域は●●という集落型の営農法人が存在しておりますが、その法人が耕作をしておられる農地の間にこの農地がございますが、この●●等との協議といいますか、農作業に対して支障があるのではないかと推測いたしますが、了解は必要ないのでしょうかね。
和田主査	法人さんのほうには、ちょっと確認は取っておりません。
高木委員	法律的にはそりゃ必要があるのかな私にはよく分かりませんが、両側の転用の場合は基本、隣接農地の方の承諾を取るといいますか、少なくともこういうことがあるんですがええですかねというぐらいのことは確認を取っとかないといけんのじゃないでしょうかね。私のところも集落型をやっておりますが、こういう場所に間にぼつんと太陽光挟むと、ドローンで防除をするにしても非常に邪魔になります。一々連絡取って、今日防除しますよって連絡をせないかんと思う。万が一噴霧したものが太陽光のパネルについたらどうしてくれるんだというような苦情が来たりする可能性もゼロとは言えないということを考えると、両側で耕作しておられる方の意見を聞くぐらいのことはやっとなかないと事務局としていけんのじゃないかなというふうに思いますが、再度確認いたします。
和田主査	申請の計画の中で、周辺の経営体の農地の集積の取組への影響はありませんというふうに書いて提出されております。事務局として今後、隣接の営農者、耕作をしておられる方に確認を今後は取るようにさせていただくことは検討いたします。あと、地区の担当委員さんのほうにもご協力いただきながら、周囲の方の営農状況に支障がないかということを確認を取ってまいりたいと思います。
中務委員	6番の中務です。今、高木委員さんが言われたところの担当地区なんですけれども、この議案をいただいたときに、すぐ現場も見に行きましたし、法人の関係の方ともお話をしたところ、会社のほうからは別になかったんですけども、所有者の方からは太陽光やるよっていう話は聞きましたということでした。本人、所有者が言われるのに自分たちが駄目っていうことはできないので、まあ話は聞いたっていうことでした。 それで、先程高木委員さんも言われましたように、上下が今も法人が管理されてる田んぼで、今のように、よその地区にもあるんですけど、高齢者とか不在地主の方がやっぱり周りにおられるので、その人に話が行ったら絶対俺も太陽光やるよっていう話になるであろうというふうに言われたんですよね。法人とすれば作業するのがとっても難しくなるので、このままだと全部やってくれりゃあ一番いいんじゃないけどという笑い話もされたんですけど、やっぱり農地を守る方からいったら、まあ所有者の問題でしょうけど、むやみやたらに太陽光っていうものもいかなものかということを感じております。 すみません、以上です。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入りますが、これまでと同様、表決の態度については採決が確定するまで可否の決定を明確にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。
高木委員	22番の高木です。先程は失礼しました。●●の案件につきまして、私は非常に疑義を感じておりますので、この18件につきましては分離して採決していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	ただいま議案第46号について、分離採決とのご意見がございました。分離する内容の確認のため、暫時休憩をいたします。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	それでは、再開いたします。

議 長	<p>それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。 議案第46号については、分離として採決したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、議案第46号については、分離して採決をいたします。 これより採決に入ります。 議案第46号の議案のうち、申請番号167-14から184-31について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 少数挙手 ></p>
議 長	<p>賛成少数ですので、議案第46号のうち、申請番号167-14から184-31については、許可しないことに決定いたします。 次に、議案第46号の事案のうち、先程分離採決した事案以外について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成です。議案第46号のうち、先程分離採決した事案については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案の10ページをお願いいたします。 議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 11ページをお願いいたします。 今月は5件の申請がございました。 申請番号26-1は、●●における農業用進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約600mに位置する農振農用地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人の農地は、広島県が行う治山激甚災害対策特別緊急事業の仮設道路として使用されておりましたが、旧道が狭隘なため、引き続き申請人の農地へ入る進入路として転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法第4条第6項ただし書に規定する農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号27-2でございます。 ●●における宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の西約600mに位置する第2種農地でございます。申請人は隣接地にお住まいで、当該農地を宅地として転用許可申請をされたものでございます。なお、こちらの申請地にお住まいで、隣接する宅地の石積みを補強する際に発生した土砂などがそのままとなり、庭敷となったもので、農地転用の許可を得ることなく宅地にされており、事後の申請となったことから始末書を徴取し、法令に基づく適正な申請の手続を指導しております。 続きまして、申請番号28-3は、●●における宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の南約400mに位置する農振農用地でございます。申請人は隣接地にお住まいで、当該農地を農業用施設用地として転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する農業用施設、農畜産物加工処理施設、農畜産物販売施設に供する場合として、農振農用地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は農用地区域の用途区分変更の見込みとなっております。また、申請者は、実家の●●でも父親と農業をされておりますが、高齢のため、農業機械のメンテナンスや収穫後の作物の管理が困難となってきたため、農業機器等を今回申請する倉庫に移動し、機器の管理と作物の管理を一体化し、東広島市に集約するとのことでございます。 続きまして、申請番号29-4は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約640mに位置する第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は、東広島市が行う八本松スマートインター関連事業によって用地買収されることとなったため、自宅近くの申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。 続きまして、申請番号30-5でございます。</p>

松下係長	<p>●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の南約600mに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人の墓地は、現在、山の上であり、急な坂道であり墓参りが困難であることから、自宅近くの申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号26-1、28-3の転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。</p> <p>今月分は、いずれも意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ご質問はないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第47号のうち、26-1と28-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 多数挙手 ></p>
議長	<p>挙手多数です。議案第47号のうち、26-1と28-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の13ページをご覧ください。</p> <p>議案第48号についてご説明いたします。</p> <p>今月は、28件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、総会議案の21ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、205-1から207-3は同一案件ですので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業、採石業等を営む会社でございます。この度、山陽自動車道路関係の事業の受注及び近郊での工事等により、新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場として転用しようとするものでございます。なお、申請地のうち一部につきまして、受人が許可を得ることなく着工していたため、始末書を添付させていただいております。</p> <p>続いて、208-4について説明いたします。</p> <p>農道への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します農用地区域内農地です。この度、受人が所有している農地への進入路にするため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法第5条第2項ただし書、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、209-5について説明をいたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●において賃貸アパートに居住されております。現在の居住地は手狭であり、また、●●近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでござい</p>

豊田 主査

す。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済でございます。また、申請地は渡人が過去に許可を得ることなく砂利等を入れていたため、始末書を添付しております。

続いて、210-6について説明をいたします。

店舗への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。この度、受人が飲食事業を行うに当たり、店舗を建設するため、転用しようとするものでございます。建築許可申請については、担当部局に提出済でございます。また、申請地は渡人が許可を得ることなく整地していたため、始末書を添付しております。

続いて、211-7、212-8は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

資材置場への一時転用事案でございます。受人は、水道事業の経営に関する事業等を行う広域連合企業体でございます。申請地は、●●の北西に位置します農用地区域内農地でございます。この度、地元住民の要望により上水道整備を行うにあたり、工事に必要な機械や使用材料の置場として、許可後1年間、資材置場として利用するため転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、213-9から215-11は同一案件ですので、一括して説明をいたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、申請地に建売住宅を21棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済でございます。

続いて、216-12から220-16は同一案件ですので、一括して説明をいたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を33棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済でございます。

続いて、221-17について説明いたします。

資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。この度、受人が役員を務めている会社の資材置場とするため、転用しようとするものでございます。

続いて、222-18について説明いたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を8棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済でございます。

続いて、223-19について説明いたします。

一般住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置します、県営圃場整備事業により整備された第1種農地でございます。受人は、●●において借家に居住しております。この度、本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本申請地は、非農用地換地されている土地であり、平成3年3月8日付けで当時の土地所有者の住宅のため、農地法第4条の許可を受けております。しかし、現在まで住宅は建築されておらず、また今後も住宅を建築する予定がない中、今回の譲受人が事業継承者として事業計画変更申請書が提出され、転用の申請が同時に出されたものでございます。本件は、農地法施行規則第37条第5項、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該土地改良事業計画に定められた用途に供する行為として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済でございます。

続いて、224-20から232-28は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。

営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。224-20は、●●の南に位置します

豊田 主査	<p>農用地区域内農地でございます。225-21は、●●の北に位置します農用地区域内農地でございます。226-22は、●●の北に位置します農用地区域内農地でございます。227-23、228-24は、●●の東、及び北に位置します農用地区域内農地及び第1種農地でございます。229-25、230-26は、●●の東、及び東北に位置します農用地区域内農地でございます。231-27、232-28は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。</p> <p>本件につきましては、先ほど農地法3条の審議をしていただきました●●が下で営農を行うという計画でございました。しかし、先ほど3条の許可申請には不許可という判断をされておりまして、それに伴いましてこちらの案件につきましても下部の営農者が確定できないということで、こちらにつきましても不許可相当の案件になるんじゃないかならうかと思っております。</p> <p>申請内容について簡単に説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、こちらにつきましては農地法施行令第11条第1項第1号及び農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること及び一時転用のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、農用地区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当する案件でございます。なお、下部の農地におきましては、先程の●●がサカキの栽培を行う計画で提出をされております。</p> <p>太陽光パネルの支柱間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高は約2.1m、最高地上高2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。また、営農計画書での年間収穫量は10a当たり約6,000本程度を見込んでおり、根拠資料として関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的単収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。</p> <p>以上、説明しました28件のうち、●●案件以外につきましては事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。また、●●の案件につきましては、下部の営農者が●●じゃないということになれば不許可相当と判定されると想定されます。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合、第1種農地における転用、営農型太陽光の案件、あと不許可相当の案件につきましては広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取されることとされておりますが、令和4年11月25日付で改定され、非農用地区域に係る土地改良事業に定められた用途に供する場合、そういう案件につきましては除くとされ、今回は223-19がそれに該当いたします。よって、今回は上程議案中、205-1から208-4、211-7から220-16、224-20から232-28を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員から必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
高木 委員	<p>22番高木です。●●に関連いたしまして、3条と同じように分離採決をお願いしたいというふうに思います。</p>
議 長	<p>ただいま議案第48号について、分離採決との意見がございました。分離する内容の確認のため、暫時休憩をいたします。</p>
	<p>< 休憩 ></p>
	<p>< 再開 ></p>
議 長	<p>再開します。 それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。 議案第48号については、分離して採決したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>

	< 異議なし >
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、議案第48号については、分離して採決することといたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第48号の事案のうち、申請番号224-20から232-28については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可することに異議ありませんということであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 挙手なし >
議 長	<p>賛成なしですので、議案第48号のうち申請番号224-20から232-28については、許可しないことに決定いたします。</p> <p>次に、議案第48号の事案のうち、先程分離採決した事案以外について採決を行います。</p> <p>議案第48号のうち205-1から208-4、211-7から220-16については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第48号のうち205-1から208-4、211-7から220-16については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第49号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の22ページをご覧ください。</p> <p>議案第49号について説明をいたします。</p> <p>事業計画承認申請とは、転用目的の達成が困難な場合で、当初転用事業者が申請書に記載された事業計画等の変更を行うことにより当初の転用目的を達成できる場合など、事業計画の変更を希望している場合は承認を受けるといことが必要となっております。これまで議案として提出したことはございませんが、今回の案件は、申請書の提出を受け、変更内容が軽微であったため、県へ承認手続の確認を行った上で提出をさせていただいております。</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>今月は8件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、内訳については、総会議案の24ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、1-1について説明をいたします。</p> <p>一般住宅への転用事案でございます。この案件は、先程の総会議案第48号の223-19と同じ案件でございますが、改めてご説明をさせていただきます。申請地は、●●の東に位置します、県営圃場整備事業により整備された第1種農地でございます。受人は、●●において借家に居住されております。この度、本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本申請地は、非農用地換地されている土地であり、平成3年3月8日付で当時の土地所有者の住宅のため、農地法第4条の許可を受けております。しかし、現在まで住宅は建築されておらず、また今後も住宅を建築する予定がない中、今回の譲受人が事業継承者として事業計画変更申請書が提出されて、転用申請も出されているものでございます。本件は、農地法施行規則第37条第5項、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該土地改良事業計画に定められた用途に供する行為として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済でございます。</p> <p>続いて、2-2から8-8は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。2-2から6-6は、●●の南に位置します第1種農地でございます。7-7は、●●の南に位置します第1種農地ござい</p>

豊田主査	<p>ます。8-8は、●●の南西に位置します農用区域内農地でございます。本件は、令和5年9月6日付けで営農型太陽光発電施設として農地法第5条の規定による許可指令を受けましたが、事業内容の精査により、事業計画を変更するものでございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。本申請地で営農型発電事業を行うため、10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号及び農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること及び一時転用のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、農用区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましては、サカキの栽培を行う計画でございます。</p> <p>以上、説明いたしました8件につきましては、いずれも事業規模から適切であり、許可要件を満たしていると考えております。なお、第1種農地における転用や営農型太陽光の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますが、先程も申し上げましたが令和4年11月25日付で改定され、非農用区域に係る土地改良事業に定められた用途に供する行為に供するものを除くとされ、1-1がそれに該当いたします。よって、今月は上程議案中、2-2から8-8を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員から必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第49号のうち2-2から8-8については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 多数挙手 ></p>
議 長	<p>賛成多数ですので、議案第49号のうち2-2から8-8については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第34号から37号について事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。 報告第34号から第37号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第35号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページから7ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は12件の届出を受理いた</p>

松下係長	<p>しました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 8ページをお願いいたします。 報告第36号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>9ページから12ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は23件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 13ページをお願いいたします。 報告第37号「農地転用届出の受理について」でございます。 14ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。 何かございましたらお願いをいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようでしたら、委員の皆様には長時間、朝から昼からと審議、誠にご苦労さまでした。 それでは、木原職務代理から次の総会について報告をお願いいたします。</p>
木原職務代理者	<p>ご苦労さまでした。来月は10月30日月曜日午後2時から、場所は303会議室です。開催時間が午後の2時ですから、間違いのないようにひとつよろしくお願い申し上げます。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で9月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 10番 荒谷 義憲 委員 11番 村上 義則 委員